

掲示期間 3.10-3.19

新潟市消防職員のうち交替制勤務等の特別の形態によって勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月10日

新潟市消防局長 阿部 一彦

新潟市消防局訓令第12号

新潟市消防職員のうち交替制勤務等の特別の形態によって勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

新潟市消防職員のうち交替制勤務等の特別の形態によって勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成7年新潟市消防局訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「翌日の午前8時30分」を「翌日の午前8時40分」に改める。

第5条第1項中「1時間」を「1時間10分」に、「午後5時30分から午後5時45分」を「午後5時35分から午後6時」に改める。

第6条中「午後11時から午前6時30分」を「午後10時から午前5時30分」に改める。

第7条第2号を次のように改める。

(2) 午後5時20分から午後5時35分まで

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。